

Okakenkyo News Letter

2026
10月
878号

岡山県建設業協会 会報



- ②『建設業取引適正化推進月間』の実施について
- ⑥岡山県下公共工事の動向（9月分）
- ⑩建退共だより
- ⑫法律相談コーナー
- ⑬建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑭建設業総合補償制度のご案内
- ⑯岡山県からのお知らせ
- ⑰岡山労働局からのお知らせ

和氣神社[和気町]（提供：岡山県観光連盟）

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

国土交通省

国土交通省及び都道府県においては、令和8年度も建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、「建設業取引適正化推進月間」を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととされました。

このことについて、国土交通省から全建を通じて通知がありましたので、お知らせいたします。

国不建推第46号

令和8年9月25日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

「建設業取引適正化推進月間」の実施について

建設業における取引の適正化については、従来建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、令和8年度においても建設業の取引適正化に関し集中的に取り組むため、国土交通省及び都道府県において、別紙のとおり「建設業取引適正化推進月間」（以下「推進月間」という。）を実施し、法令遵守に関する活動を行うこととしたので通知いたします。

貴団体におかれては、上記趣旨にかんがみ、推進月間中における取引の適正化に関する積極的な取組をお願いするとともに、国土交通省及び都道府県の各種取組に関しご協力いただきますようお願いいたします。

また、傘下会員企業等に対しても、幅広く推進月間の実施について周知方よろしくをお願いいたします。

(別紙)

令和8年度「建設業取引適正化推進月間」実施要領

建設業取引の適正化については、従来、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要である。

このため、平成22年度から毎月11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「推進月間」という。）、令和2年度からは令和7年度は毎年10月から12月の3か月間を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会（以下「講習会等」という。）などの普及・啓発活動をはじめ、その取組内容の広報を積極的に進めるなど、法令遵守に関する活動を集中的に実施しているところである。

今年度については、法令遵守に関する活動をより集中的に実施するため、下記のとおり、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていくものとする。

記

1. 期間

令和8年11月1日～11月30日

2. 主催

国土交通省及び都道府県

3. 協賛

公益財団法人建設業適正取引推進機構

4. 主な取組

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

推進月間は、建設業者等に対して建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動を行う重要な機会であるため、次に掲げる方法等により、その実施について幅広く周知する。

- ① 地方整備局（北海道開発局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）、都道府県及び建設業関係団体への通知文発出
- ② 専門紙、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ③ 地方整備局、都道府県及び建設業関係団体のホームページ等を活用した広報
- ④ 国土交通本省、地方整備局、都道府県及び建設業関係団体の施設におけるポスターの掲示

(2) 講習会等

① 講習会等の開催

建設業取引の適正化をより一層推進するため、建設業者等を対象とした講習会等を、月間内を中心に開催し、地方整備局は、管内都道府県との調整を積極的に行い、可能な限り都道府県ごとに開催できるよう努める。とりわけ、令和6年6月14日に公布された改正建設業法（以下

「改正法」という。)が令和7年12月12日より全面的に施行されたことを踏まえ、その普及・啓発活動の強化に努める。

また、建設業者等には、知識習得のニーズはあるものの、講習会等の開催自体が知られていないことや、開催日時や場所の都合が合わないことにより参加できないとの指摘があることも踏まえ、開催案内の周知方法を工夫するとともに、日時・場所等の設定についても、過年度における参加者状況等の実績を考慮するなどして決定する。その際、建設業者等のうち、許可を受けないで建設業を営む者（軽微な建設工事のみを請け負う者）についても、その取引の適正化を図る観点から、広く参加を呼びかけるなど、受講機会の確保に努める。

なお、今年3月に「建設企業のための適正取引ハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）が第5版に更新されたことを踏まえ、ハンドブックの説明動画を更新し、国土交通本省ホームページ上に掲載しているため、これらを活用したウェブでの講習など、幅広い手法で実施するものとする。

② 留意事項等

- i 改正法により措置された、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその行き渡りのための新たなルールについて、発注者を含めた請負契約の各当事者に対し、新ルールを踏まえた適切な対応を呼びかけていく必要があることから、改正法の要点をまとめた資料や更新されたハンドブック等を活用する等、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、周知方法を工夫する。
- ii 法令違反等の早期発見・早期是正を図る観点から、法令違反疑義情報等の情報収集の窓口である駆け込みホットラインをはじめ、請負契約を巡る元下間のトラブル相談に応じる建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等について周知する。
- iii 講習会等においては、「建設キャリアアップシステム」についても必要に応じ周知に努めるとともに、講師派遣が必要な際は、一般財団法人建設業振興基金を活用する。その他、議題等に応じて、国土交通本省、地方整備局、公益財団法人建設業適正取引推進機構等からの講師の派遣を積極的に活用する。
- iv 「工期に関する基準」（令和6年3月27日最終改訂）及び令和6年4月より適用となった建設業における時間外労働の上限規制について周知する。
- v 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保並びに下請代金の支払手段について、建設業法令遵守ガイドラインを活用し周知する。

（３）建設Ｇメンによる調査、建設業許可部局による立入検査等の実施

- ① 月間内は、地方整備局の建設Ｇメンによる調査を重点的に実施するほか、建設Ｇメンによる調査や下請取引等実態調査の結果、または通報等により、法令違反が疑われる建設業者等に対しては、建設業許可部局による立入検査・報告徴取を機動的に実施し、必要に応じて指導・監督を行う。

なお、これらの調査等を実施する際は、各種相談窓口の周知も併せて行う。

- ② 建設Gメンによる調査については、適正な水準の労務費の確保とその行き渡り状況や、工期に関する基準を考慮した適正な工期設定の確保状況等について調査し、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、改正法について周知啓発を行うと共に遵守徹底を求めていく必要があることから、当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に行う。
- ③ 技能労働者の処遇を確保する観点から、工期に関する基準が考慮されておらず、それによって、違法な長時間労働などの可能性がある不適正な工期を設定している建設業者や、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある建設業者が確認された場合は、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して合同調査を行う。

(4) その他

上記のほか、地方整備局及び都道府県は、建設業取引の適正化の確保に向け、自主的な取組の実施に努める。

岡山県下公共工事の動向〈9月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

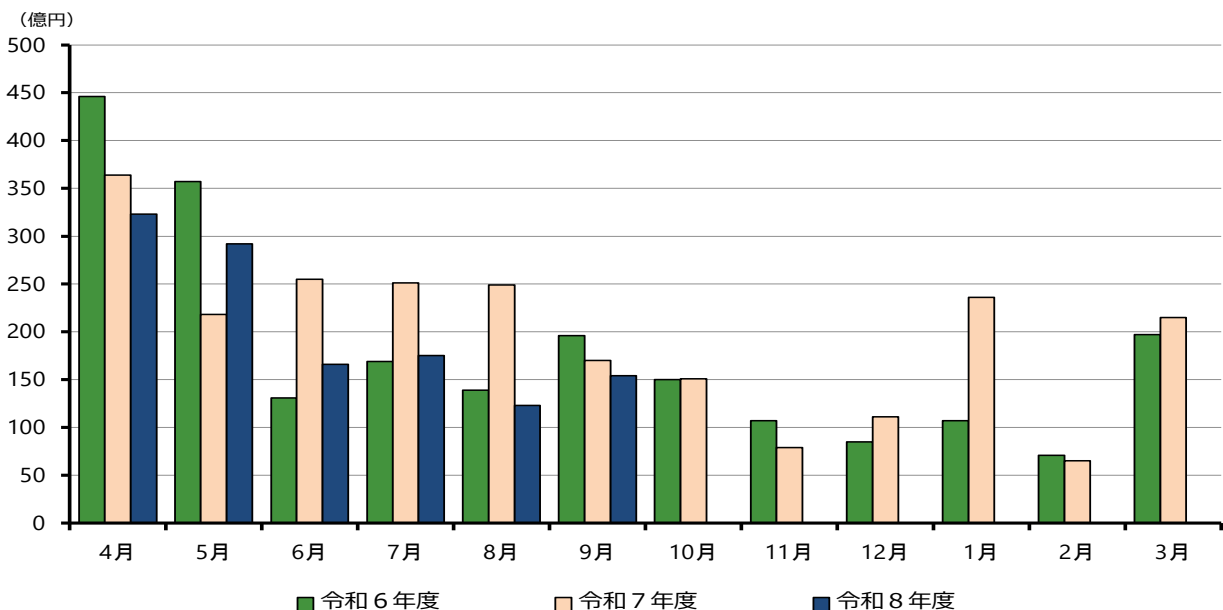
I. 単月（令和8年9月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発注者別	国	26	2,610	11	976	73.3%	59.8%
	独立行政法人等	3	223	▲1	▲646	▲25.0%	▲74.3%
	都道府県	252	4,816	▲27	495	▲9.7%	11.5%
	市町村	226	7,738	▲12	▲845	▲5.0%	▲9.9%
	その他公共的団体	2	86	▲4	▲1,538	▲66.7%	▲94.7%
合 計		509	15,475	▲33	▲1,557	▲6.1%	▲9.1%
令和7年度		542	17,033	34	▲2,635	6.7%	▲13.4%
令和6年度		508	19,669	33	4,352	6.9%	28.4%
令和5年度		475	15,316	53	1,764	12.6%	13.0%
令和4年度		422	13,551	▲50	▲4,398	▲10.6%	▲24.5%

月別請負金額の推移

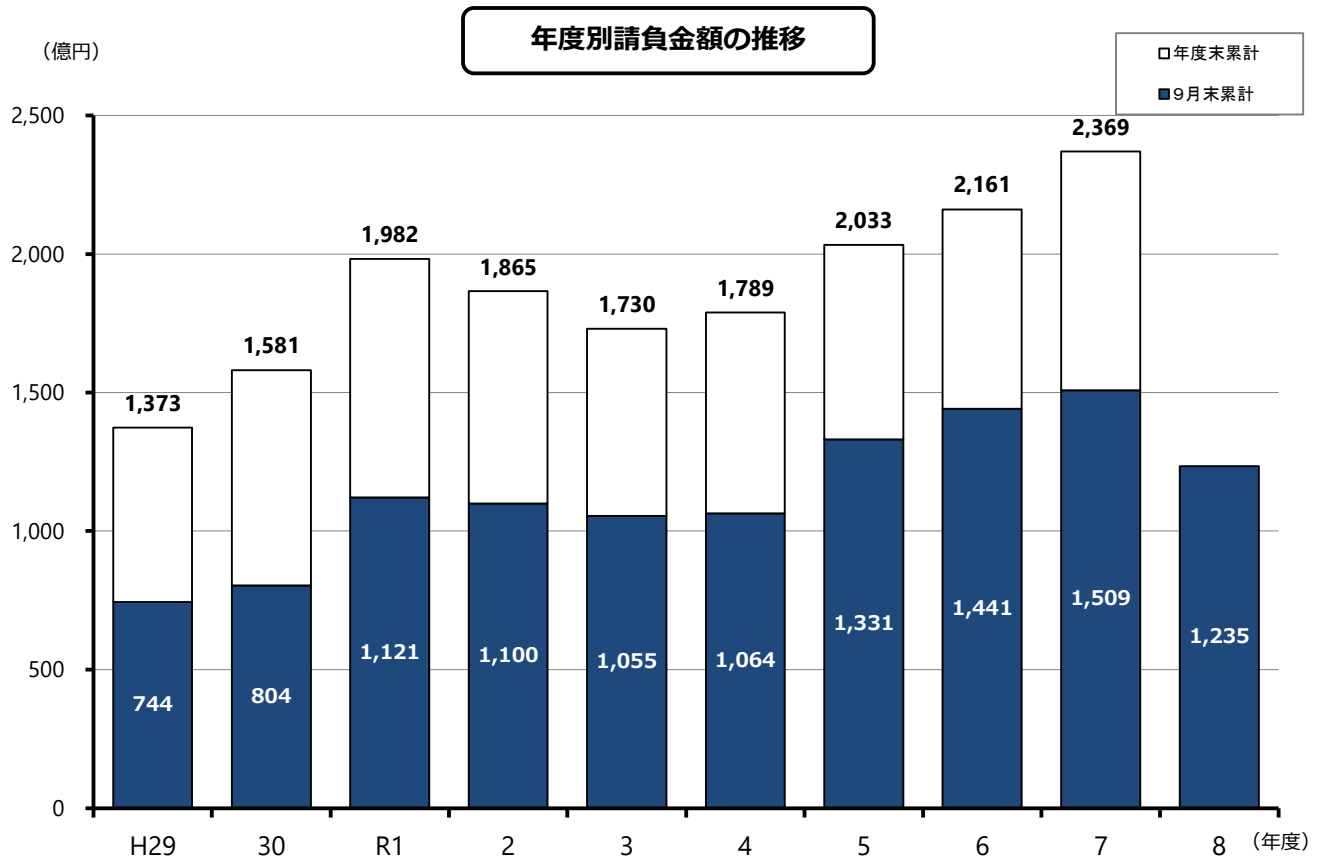


Ⅱ．累計（令和8年4月～令和8年9月）

1．全般の状況

（金額単位：百万円）

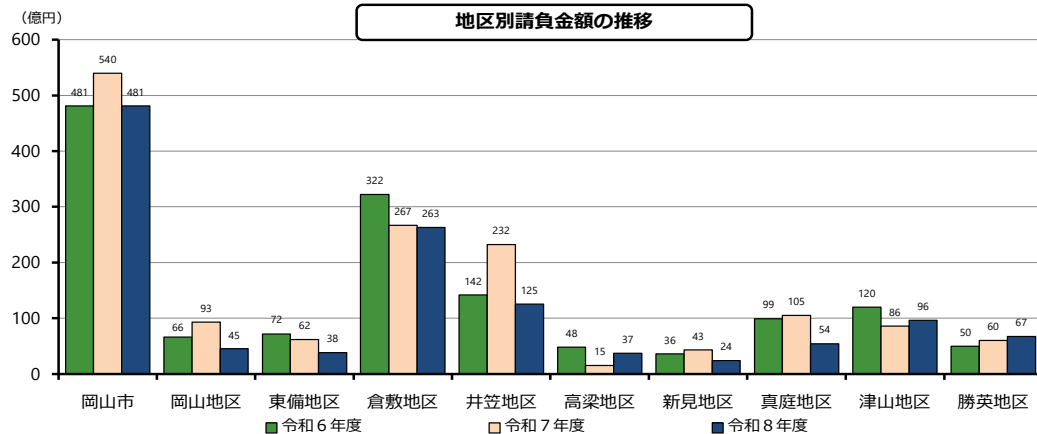
		件 数	請負金額	増 減		増減率	
				件 数	請負金額	件 数	請負金額
発 注 者 別	国	128	14,255	12	▲2,170	10.3%	▲13.2%
	独立行政法人等	39	10,866	▲3	▲8,530	▲7.1%	▲44.0%
	都道府県	879	29,063	▲12	7,696	▲1.3%	36.0%
	市町村	1,012	65,990	▲99	▲9,307	▲8.9%	▲12.4%
	その他公共的団体	20	3,376	▲3	▲15,132	▲13.0%	▲81.8%
合 計		2,078	123,552	▲105	▲27,445	▲4.8%	▲18.2%
令和7年度		2,183	150,998	44	6,897	2.1%	4.8%
令和6年度		2,139	144,101	6	10,926	0.3%	8.2%
令和5年度		2,133	133,174	136	26,697	6.8%	25.1%
令和4年度		1,997	106,477	▲103	919	▲4.9%	0.9%



2. 地区別・発注者別請負金額の状況（前年同期比）

（金額単位：百万円）

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山市	48,155	▲5,934	▲11.0%	国	4,969	▲1,691	▲25.4%
				独法等	2,383	▲888	▲27.2%
				都道府県	8,804	3,511	66.4%
				市町村	31,116	▲2,550	▲7.6%
				その他	881	▲4,316	▲83.0%
岡山地区	4,574	▲4,802	▲51.2%	国	267	▲793	▲74.8%
				独法等	0	▲496	—
				都道府県	1,052	▲45	▲4.1%
				市町村	3,254	▲3,255	▲50.0%
				その他	0	▲211	—
東備地区	3,879	▲2,360	▲37.8%	国	1,202	746	164.1%
				独法等	26	▲1,893	▲98.6%
				都道府県	1,362	156	12.9%
				市町村	1,236	▲1,421	▲53.5%
				その他	51	51	<
倉敷地区	26,347	▲421	▲1.6%	国	3,237	488	17.8%
				独法等	453	▲1,537	▲77.2%
				都道府県	4,274	1,288	43.1%
				市町村	17,049	▲910	▲5.1%
				その他	1,332	250	23.2%
井笠地区	12,551	▲10,739	▲46.1%	国	3,233	▲769	▲19.2%
				独法等	1,461	750	105.6%
				都道府県	2,278	302	15.3%
				市町村	4,902	▲356	▲6.8%
				その他	676	▲10,667	▲94.0%
高梁地区	3,799	2,233	142.6%	国	0	▲144	—
				独法等	1,545	1,545	<
				都道府県	1,255	551	78.2%
				市町村	998	281	39.3%
				その他	0	0	—
新見地区	2,421	▲1,951	▲44.6%	国	143	74	106.9%
				独法等	42	▲1,636	▲97.5%
				都道府県	1,486	85	6.1%
				市町村	684	▲506	▲42.6%
				その他	64	32	99.7%
真庭地区	5,483	▲5,055	▲48.0%	国	61	36	145.8%
				独法等	2,388	▲4,559	▲65.6%
				都道府県	2,050	125	6.5%
				市町村	983	▲658	▲40.1%
				その他	0	0	—
津山地区	9,631	970	11.2%	国	772	56	7.8%
				独法等	109	▲263	▲70.6%
				都道府県	4,449	1,815	68.9%
				市町村	4,147	▲225	▲5.1%
				その他	153	▲412	▲72.9%
勝英地区	6,707	614	10.1%	国	367	▲174	▲32.2%
				独法等	2,455	448	22.4%
				都道府県	2,050	▲95	▲4.5%
				市町村	1,616	296	22.4%
				その他	217	140	180.4%
合計	123,552	▲27,445	▲18.2%	国	14,255	▲2,170	▲13.2%
				独法等	10,866	▲8,530	▲44.0%
				都道府県	29,063	7,696	36.0%
				市町村	65,990	▲9,307	▲12.4%
				その他	3,376	▲15,132	▲81.8%



3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
1 0 0 0万円未満	196	4,760	6	298	3.2%	6.7%
5 0 0 0万円未満	1,471	49,098	▲101	▲7,523	▲6.4%	▲13.3%
1 億円未満	190	9,560	▲31	▲986	▲14.0%	▲9.4%
3 億円未満	65	4,660	16	1,511	32.7%	48.0%
中小計	1,922	68,078	▲110	▲6,700	▲5.4%	▲9.0%
5 億円未満	17	2,241	3	1,971	21.4%	730.2%
1 0 億円未満	30	1,481	3	1,035	11.1%	232.4%
1 0 億円以上	73	13,636	9	▲15,005	14.1%	▲52.4%
大手計	120	17,359	15	▲11,998	14.3%	▲40.9%
共同企業体	36	38,114	▲10	▲8,746	▲21.7%	▲18.7%
合 計	2,078	123,552	▲105	▲27,445	▲4.8%	▲18.2%

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件 数	請負金額	増 減		増減率	
			件 数	請負金額	件 数	請負金額
土 木	1,259	56,640	▲133	▲9,388	▲9.6%	▲14.2%
建 築	161	23,667	▲25	▲18,287	▲13.4%	▲43.6%
電 気	130	8,194	12	▲5,361	10.2%	▲39.6%
管	68	4,680	▲4	▲5,991	▲5.6%	▲56.1%
測量・調査・設計	340	5,119	41	1,601	13.7%	45.5%
その他	120	25,249	4	9,981	3.4%	65.4%
合 計	2,078	123,552	▲105	▲27,445	▲4.8%	▲18.2%

(建退共だより)

10月は「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」です

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建退共岡山県支部

<http://okayama-kentaikyo.jp/>



建設事業主のみなさまへ

建設現場の
人材確保を
もっと確かに。

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

民間工事が
メインでも
加入できます

建設業退職金共済制度は
建設業界のために、
国がつくった退職金制度です。

- ① 掛金は損金扱い! 新規加入で一部免除
- ② 電子ポイント方式なら手続きもカンタン!
- ③ 掛金は1日320円!

詳しい情報はこちら

建退共 

<https://www.kentaikyo.taikyokukin.go.jp/>



建退共 K E N T A I K Y O
建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

堅実な退職金制度が 働き手のモチベーションをアップ。 自社の魅力を高めます。

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。
事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を納付することで、
その労働者が建設業界で働くことをやめたとき働く方々に退職金が支払われます。
この業界全体で運用する退職金制度「建退共」を利用することで
労働環境として貴社の**魅力が高まり、優良な人材確保**につながります。



建退共制度 6つの特長

国の制度で 安全確実

退職金は**国で定められた基準により計算**。申請などの手続きはとて簡単です。

退職金は 企業間で通算

建退共加入企業であれば、勤め先が変わっても、**退職金を引き継ぐ**ことができます。

掛金が 一部免除

新規加入者については、**国が掛金の一部を補助**(初回交付の共済手帳の50日分)します。

掛金は 損金扱い

事業主が払い込む掛金は、**損金(法人企業)、必要経費(個人事業主)**として全額算入できます。

経営事項審査で 加点評価

公共工事入札の経営事項審査で、建退共制度に**加入し適切に履行している事業主は加点評価**されます。

オンラインで 手続き簡単

掛金納付はもちろん共済契約申込まで、**オンラインで手続き可能**。業務負担の軽減、掛金納付実態の透明化が図れます。

民間工事業主でも加入できるの？

建退共は、公共工事だけでなく民間工事でも適用されます。CCUS*との連携が進み、民間工事でも適正な見積りと証紙貼付、電子ポイント方式によるポイント充当が強化されています。

* CCUS=建設キャリアアップシステム

一人親方でも加入できるの？

建設業を営んでいればOK。一人親方の場合は、複数の一人親方が集まってつくる任意組合として加入できます。

【任意組合とは】一人親方(および共に働く技術習得中の方)が集まって組合をつくることです。その組合が当機構から認定されると、その組合を事業主とみなして制度を運用することができます。

建退共
建設 退職金 共済制度

詳しい情報は**こちら** ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(2026.7)

第196回 12月施行の改正公益通報者保護法と企業の対応ポイント

●相談内容●

今年の12月から公益通報者保護法が改正され、内部通報をした従業員を解雇・懲戒した場合に刑事罰が科されるようになると聞きました。企業にはどのような法的責任が生じるのでしょうか。また、事前に見直すべき社内体制や、通報があった際の適切な対応について教えてください。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

近年、品質不正や会計不祥事などが内部通報をきっかけに発覚する例が相次ぐ一方、通報した従業員が不利益な扱いを受ける事案も後を絶たず、制度の実効性を高めることが課題となっていました。

改正法の概要と企業のリスク

改正公益通報者保護法の施行により、12月1日から、公益通報をしたことを理由とする解雇や懲戒に対して刑事罰が導入されます。違反した場合、行為者個人には6月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金、法人には3000万円以下の罰金が科されます。さらに、公益通報から1年以内に行われた解雇・懲戒は、通報を理由としたものと推定されることになりました。これにより、裁判では企業側が「通報とは無関係の処分である」ことを立証しなければなりません。また、正当な理由なく通報をしない旨の合意を求めるなどの通報妨害が禁止され、そうした合意等は無効とされます。通報者を特定しようとする探索行為も禁止され、保護の対象にはフリーランスも加わりました。

企業が見直すべき社内体制とリスク低減策

内部通報への対応において、「どこまでが公益通報にあたるのか」「上司が通報者から事情を聴いてよいのか」が不明確なままだと、管理職が善意のつもりで通報者を探したり、通報後の人事上の措置が報復と受け取られたりして、深刻な紛争に発展しかねません。特に通報後1年以内の懲戒処分は、その必要性や相当性を客観的に説明できなければ、刑事責任や損害賠償責任を問われるおそれがあります。こうした事態を防ぐには、事前に社内規程と運用を見直しておくことが不可欠です。

まず、「内部通報規程の見直しと周知」を行います。改正内容を反映して規程を改訂し、通報窓口の存在や通報者が保護されることを、従業員だけでなく業務を委託しているフリーランス等にも周知します。

次に、「従事者の指定と秘密保持の徹底」が必要です。常時使用する労働者が300人を超える事業者は、通報対応業務に従事する者を指定する義務があり、改正法では、これを怠り是正命令にも従わない場合に刑事罰が科されることになりました。従事者には守秘義務に関する研修を行い、通報者の探索を禁止する旨を社内でも明確にしておきます。

さらに、「通報後の人事上の措置に関する運用ルール」の整備も重要です。通報者に対する懲戒や解雇を検討する場合には、通報とは無関係の理由であることを示す資料（勤務記録や指導記録、過去の処分例との比較など）を整え、法務部門や外部専門家の確認を経る手順を定めておくべきです。併せて、就業規則や契約書に通報を制限するような条項が含まれていないかも点検しておくことが求められます。

適切な対応でトラブル防止を

内部通報をめぐるトラブルは、現場の管理職が「身内の問題は内々に収めたい」「通報者を突き止めて話を聞けば早い」と独自に動き、組織的な対応が遅れることで深刻化します。内部通報規程の改訂やリーガルチェック、外部通報窓口の設置、通報者の処遇をめぐる判断などでお悩みがあれば、ぜひ弁護士にご相談ください。

安心を、未来への希望に。

令和8年4月より
保険金区分新設

7,000万円
6,000万円

契約期間の途中からでも
増額可能

契約者
割戻金制度により
掛金負担が軽減
令和7年度割戻率
30.88%

経営事項審査
において
15点の加点
になります

令和8年 加入促進月間
10月1日→11月30日

法定外労災補償制度 諸費用補償 (企業防衛)

建設共済保険

さらに新しくなった!
建設共済保険制度の

**10の
ポイント!**

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室 導入費用に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索

詳しくはホームページをご覧ください



公益財団法人 **建設業福祉共済団**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー11階

■取扱機関：一般社団法人岡山県建設業協会

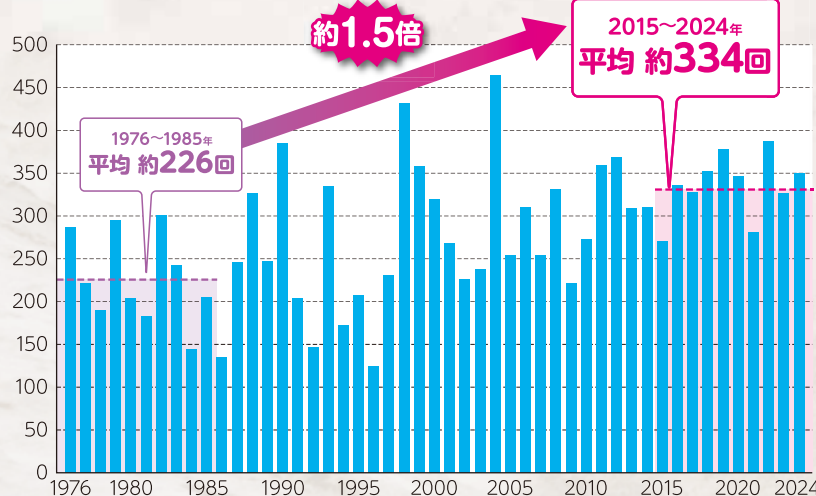
〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 建設会館2階

Tel. 086-225-4131 Fax. 086-225-5388

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか？

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



時間雨量50mmを超える
短時間強雨の発生件数は
約1.5倍に(注)

(注) 出典: 気象庁HP 全国(アメダス)の
1時間降水量50mm以上の年間
発生回数 (2025.11 現在)

建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

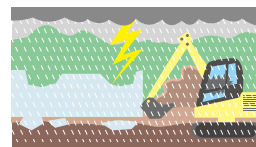
2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



建設工事保険 組立保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

*工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか? **第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B26-900075 承認年月:2026年4月

行楽期の交通事故防止

実施期間：令和8年10月1日(木)～11月30日(月)

秋の行楽シーズンが近づいてきました。山々が色づき、食べ物もおいしい季節です。また、スポーツの秋でもあります。旅行やイベントに車で出かける方も多いのではないのでしょうか。ちょっとした油断や不注意で、交通事故を起こさないよう、次のことに注意しましょう。

1 無理のない計画を立てる

計画を立てるときには、事前に地図やインターネットなどで行き先までの交通状況を十分に調べておきましょう。交通渋滞の発生を見込んで、日程に無理のない、余裕のある計画を立てましょう。

2 運転に集中!!

行楽に向かう途中、解放感や同乗者との会話などで、周囲への注意がおろそかになっていませんか。油断は禁物、運転に集中して周囲をしっかりと確認、ハンドルなどの運転操作も確実に。また、運転中に疲れや眠気を感じたら、無理をせずに早めに休憩しましょう。

3 ダメ!!「ながらスマホ」

運転中の「ながらスマホ」はダメ!!周囲への注意が散漫になり、他の車や歩行者の発見が遅れるなど大変危険です。ハンドルを握ったら運転に集中し、スマートフォン等は安全な場所に停止してから使いましょう。

4 シートベルト・チャイルドシートを忘れずに

後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトを必ず着用しましょう。シートベルトは、万一の事故の際、あなたの命を守ってくれます。また、6歳未満の子どもを車に乗せる際には、体に合ったチャイルドシートを正しく取り付け、必ず使用してください。

5 夕暮れ時は危険な時間帯

秋から冬にかけては、日没が早くなり、周囲の様子が見えにくくなります。事故防止のため、早めにライトを点灯しましょう。自動車は、対向車や先行車がない場合はハイビームを活用し、横断者や道路状況の早期把握に努めましょう。

6 歩行者、自転車は自分の存在をアピール

夕方・夜間は、ドライバーから歩行者や自転車が見えにくくなる時間帯です。自転車のライトは早めに点けましょう。歩くときは明るい目立つ色の服を着て、リストバンドなどの夜光反射材やLEDライトを身につけて外出し、自分の存在をしっかりとアピールしましょう。

7 スピードの出し過ぎは危険

スピードの出し過ぎは、重大事故につながり大変危険です。特に夜間は、周りが見えにくく、視界が狭くなるため、速度の感覚も鈍りがちです。スピードメーターで速度をよく確認し、安全な速度で運転しましょう。

8 ルールの厳守

横断歩道の歩行者優先はルールです。横断歩道で横断しようとしている人や横断中の人がいたら、止まって進路を譲りましょう。

合図を出すのは進路変更の3秒前、右左折の30m手前です。合図をきちんと出して、車の動きを周囲に知らせましょう。

赤色信号はもちろん、黄色信号も「止まれ」です。安全に止まれるのに、交差点等に進入するのはとても危険です。信号の意味を正しく理解し実践しましょう。

9 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を、「しない」、「させない」、「許さない」社会環境づくりを、みんなで推進しましょう。

岡山県交通安全対策協議会

(岡山労働局からのお知らせ)



もっと自分らしい働き方 休み方
Refresh!

年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化につながる年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、これを機に導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。岡山労働局雇用環境・均等室（電話086-225-2017）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



（※１）年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※２）年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

協会日誌

- 8. 9. 2 中国ブロック協議会専務・事務局長会議
- 8. 9.11 第13回労務費の基準に関するワーキンググループ事前説明（東京）
- 8. 9.18 全建 協議員会（東京）
- 8. 9.28 西日本建設業保証(株)取締役会

地産地消♪ハンバーグ

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp